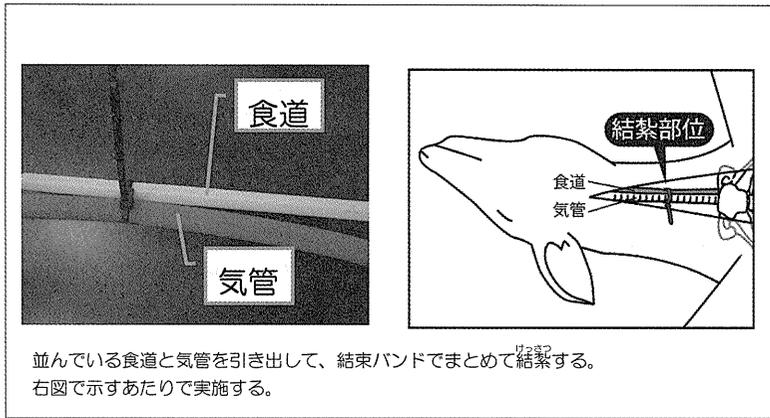


イ 食道結紮



4 点検記録表 (様式)

【様式1】

個体受入記録票

個体No.	受入確認者

捕獲に係る情報

項目	内容	特記事項
捕獲者氏名及び連絡先		
捕獲日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
捕獲場所		
捕獲方法	銃・ワナ・オリ その他 ()	銃の場合の着弾位置 ()
止め刺し部位		
推定年齢		
体重		
性別	オス ・ メス	
冷却実施の有無、方法	有 ・ 無 方法 ()	
その他		

受入時個体確認情報

確認事項	確認結果	備考
体表面の汚れ	有・無	
極度の痩せ	有・無	
被毛のつや	有・無	
下痢	有・無	
外傷、皮膚等の出血、化膿	有・無	有の場合 部位:
腫れ	有・無	有の場合 部位:
鼻、口、肛門からの出血	有・無	有の場合 部位:
元気、歩行、拳動等の異常(搬入者から確認)	有・無	有の場合 部位:
その他特記事項	有・無	

【様式2】

解体時の確認記録票

解体処理日：平成 年 月 日

	確認事項	確認結果		
		個体No.		
共通	大きさ、色、形、固さ、においに異常はないか			
	膿瘍、腫瘍、結節、出血等はないか			
	リンパ節は腫れていないか			
	血液の色や粘性に異常はないか			
内臓	胸腔及び腹腔と内臓とが癒着していないか			
	表面や断面に白色点、出血、変色部分等はないか			
	寄生虫はいないか			
	胸腔内や腹腔内に異常に液がたまっていないか			
枝肉	筋肉脂肪は水っぽくないか、変色していないか			
	関節は腫れていないか			
	筋肉中に寄生虫や白色点等は見られないか			
	異物（銃弾等）は認められないか			

確認結果 ○：異常なし、×：異常あり

異常を認めた場合の記録

個体 No.	異常の内容	措置

参考資料

参考資料1 これから営業許可を取得される方へ

食品を加工・製造・販売するためには営業許可を取得することが必要となります。

1 営業許可の取得

(1) 申請：

営業施設がある地域を所轄する健康福祉事務所（保健所）において申請してください。

取得される許可の種類ごとの申請手数料（兵庫県証紙）が必要です。

一度の申請で5年から8年間の許可が取得できます。

継続申請は、期限満了までに行ってください。

許可の有効期間が過ぎますと、営業はできません。

(2) 実地調査：

営業施設が施設基準を満たしているかどうかの調査です。

健康福祉事務所（保健所）より職員が参ります。

(3) 許可：

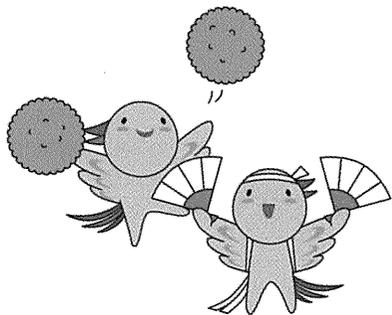
調査の結果に問題がなければ許可があり、営業許可証が発行されます。

許可が下りれば営業が可能となります。

新しく許可を取得される場合、実地調査から許可までは1週間ほどかかります。

※新しく施設を作られる場合には、図面を用意していただき、着工前に健康福祉事務所（保健所）にご相談ください。

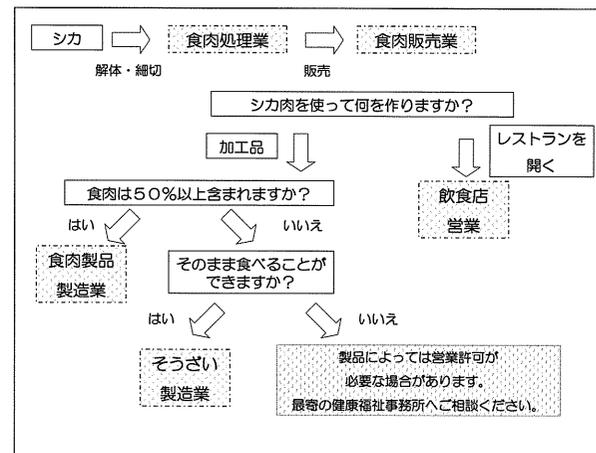
施設の完成後に追加工事などが必要となりますと、多額の工費がかかる場合があります。



2 営業施設の基準

食品衛生法基準条例によって、営業施設の満たすべき基準や、営業施設が公衆衛生上講ずべき措置の基準が定められています。

また、業種ごとにも基準が定められています。



3 食品衛生責任者の資格取得

営業許可を取得した施設では、食品衛生責任者の設置が義務付けられています。

（食肉製品製造業の場合は食品衛生管理者の設置が必要です。）

(1) 次の資格をおもちの方は食品衛生責任者になることができます。

- ・食品衛生管理者、食品衛生監視員になることができる資格を有する者
- ・栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士

(2) 上に該当しない方は県（又は政令市）の主催する講習会を受講することで資格を取得できます。

講習会は

衛生法規 2時間 公衆衛生学 1時間 食品衛生学 3時間

計 6時間 のプログラムとなっています。

詳細については、最寄の食品衛生協会へお問い合わせください。

4 食品の表示

食品を製造・販売する際には製品に表示をしなければなりません。

食品の表示は食品衛生法、JAS 法など複数の法律によって規定されています。

表示は消費者が商品を購入する際の情報源となり、万一事故が発生した際に商品の回収などの行政措置を迅速かつ的確に行うための重要な手がかりとなります。

一般的な表示

名称	一般的な名称を表示します (商品名ではありません)
原材料名	原材料と食品添加物をそれぞれ重量の多い順に表示します
内容量	重量・体積を表示します (個数でよい場合もあります)
保存方法	温度や光など、保存方法を表示します (常温の場合は省略できます)
期限表示	消費期限または賞味期限を表示します
製造者	製造者の氏名と製造工場の所在地を表示します (固有記号の届け出により販売者表示もできます)

一般的な食品の表示は上に示すとおりです。

<アレルギー表示について>

食品衛生法により、アレルギー物質を含む食品については、消費者の健康危害の発生を防止する観点から、これらを含むことの表示が義務付けられています。

「えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生」は特定原材料として表示が義務付けられています。他に、表示を推奨する特定原材料に準ずる品目が18品目あります。

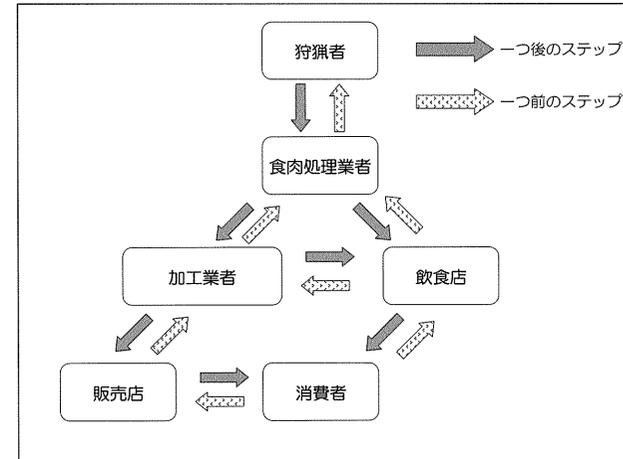
表示についてのご相談は健康福祉事務所または農林(水産)振興事務所にて承ります。

5 食品のトレーサビリティ

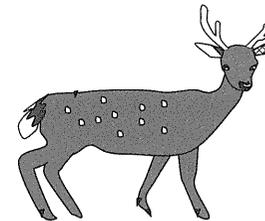
トレーサビリティ (trace-ability) とは、食品の生産・加工・販売までの過程を明確に記録し、商品からさかのぼって確認することが可能であることを示します。

兵庫県では、食の安全安心を確保するために、このシステムを広く普及・定着させることを目標としています。

営業者の方は、一つ前のステップ(どの業者からいつ、どれだけ仕入れたか等)及び一つ後のステップ(誰へ、いつ、どれだけ販売したか等)へさかのぼり・追跡することができるよう、仕入れ・販売の記録等をつけるようにしてください。



情報を関連づけて、食品の移動を追跡できるようにしましょう。



食肉処理施設におけるトレーサビリティの一例

【仕入れの記録】

連番		搬入日		平成22年10月10日		
搬入者名						
捕獲場所						
鹿	性別	オス・メス	年齢	才	捕獲方法	銃・ワナ・オリ
異常の有無：体表面の汚れ・極度の痩せ・被毛のつや・下痢・外傷・皮膚などの出血・化膿・腫れ・鼻口肛門からの出血・元気、歩行、挙動などの異常・その他（ ）						
氏名						
連絡先						
領収書		領収印				
下記金額領収しました。						
平成22年10月10日						
支払金額		円				

この施設では受け入れたシカ个体ごとに通し番号をつけて管理しています。



1つ前のステップへの遡りが可能となります。

【販売の記録 一例】

出荷日	平成22年4月1日		
出荷先	丹波市柏原町柏原688 レストラン総合庁舎		
品目 (連番)	シカモモ肉 (10-3-25)	数量	1kg×10袋

シカの通し番号を記入することで、仕入れの記録とあわせることが可能です。



1つ後のステップへの追跡が可能となります。

参考資料2 業種別の説明

1 食肉処理業、食肉販売業を取得される方へ

(1) 食肉を不特定多数の方へ販売するには食肉処理業又は食肉販売業の営業許可が必要となります。(詳しくは、最寄の健康福祉事務所へご相談ください。)

(2) 食肉を販売する際には表示が必要です。

シカ肉は農林水産省の定める生鮮食品の畜産物に該当します。

<食肉の表示の一例>

兵庫県産	
シカモモ肉	保存方法 4℃以下
十分加熱してお召し上がりください	
消費期限 10.10.10	加工年月日 10.10.8
	正味量 123 (g)
☆☆株式会社 ○○店	
兵庫県丹波市柏原町柏原688	

<必要な表示>

対面販売の場合

- ・食肉の種類・部位
- ・原産地
- ・内容及び販売価格(100gあたりの単価)
- ・冷凍及び解凍肉にあってはその表示

事前に包装した食肉を販売する場合

- ・食肉の種類・部位
- ・原産地
- ・内容及び販売価格(100gあたりの単価)
- ・冷凍及び解凍肉にあってはその表示
- ・消費期限及び保存方法
- ・加工所の所在地・加工者の氏名または名称

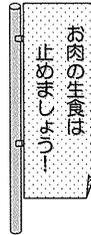
(3) 生食用として販売しないでください。

シカ肉をはじめとする食肉は新鮮なものであっても、E型肝炎ウイルス、O157、カンピロバクター、サルモネラ等をはじめとする食中毒菌が付着していることがあ

ります。

これらの食中毒菌は加熱殺菌が効果的です。

食中毒予防の観点から、生食用として販売せず、加熱して召し上がるように表示・POP・チラシ等で注意喚起してください。



(4) 食肉販売店の店頭で揚げたてコロッケなどを販売する場合は**飲食店営業の営業許可**が必要となります。(この場合、コロッケを製造した人物が**直接店頭**で販売しますので、飲食店営業の許可になります。第三者に販売を委託する場合は、**そうざい製造業の許可**が必要となります。)

詳しくは最寄の健康福祉事務所へご相談ください。



2 飲食店営業を取得される方へ

(1) シカ肉を取り扱う際の注意点

ア シカ肉に由来する食中毒について

シカ肉をはじめとする食肉は新鮮なものであっても、E型肝炎ウイルス、O157、カンピロバクター、サルモネラ等の食中毒菌が付着していることがあります。これらの食中毒菌は加熱殺菌が効果的です。

食中毒予防の観点から、生肉を提供することは避け、中心部が75℃・1分以上になるように加熱を行ってください。

イ 調理器具の取扱について

一般的な食肉と同様に、二次汚染予防のために、シカ肉に使用する包丁・まな板は専

用のものを用意し、処理終了ごとに洗浄・殺菌を行い衛生的に保管してください。

ウ シカ肉の保存について

- ・冷蔵庫の適切な温度管理を行ってください。
- ・冷蔵庫の広さや冷却能力に見合った量を保管するようにしてください。

(2) 食肉のみを別途、持ち帰り用として販売する場合には、**食肉処理業及び食肉販売業の営業許可**が必要です。

ソーセージ等を製造・販売される場合は**食肉製品製造業の営業許可**が必要です。

3 そうざい製造業を取得される方へ

(1) そうざいとは

いわゆるおかず(煮物、焼き物、和え物、揚げ物など)のことです。

購入された方が調理を行わずにそのまま食べることでできるものとなります。

シカのしぐれ煮を製造して道の駅などで販売する場合などは**そうざい製造業の営業許可**が必要となります。

(2) 表示

そうざいを販売する際には表示が必要です。

<一般的な表示>

品名	シカコロッケ
原材料名	ばれいしょ、玉ねぎ、シカ肉、植物油(なたね油、大豆油)、小麦粉、パン粉、砂糖、食塩
消費期限	2010. 2. 22
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	株式会社☆☆フーズ 兵庫県丹波市柏原町柏原688

4 食肉製品製造業を取得される方へ

(1) 食肉製品とは

食品のうち、ハム、ソーセージ、ジャーキー、ハンバーグ等食肉の含有量が50%以上を占めるものを食肉製品といいます。

食肉製品を製造するためには**食肉製品製造業の営業許可**が必要です。)

【食品衛生管理者】

・食品衛生法第48条の規定により、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって、食品衛生法施行令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととなっています。

・食肉製品製造業を営まれる場合は、食品衛生責任者ではなく、食品衛生管理者を設置しなければなりません。

・営業者は、食品衛生管理者を置いたときは、15日以内に健康福祉事務所(保健所)に届出なければなりません。

【食品衛生管理者の資格取得】

次の資格をおもちの方は食品衛生管理者になることができます

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師

上記以外の方は健康福祉事務所（保健所）へご相談ください。

(2) 表示

食肉製品を販売するためには表示が必要です。

<一般的な表示>

※加熱食肉製品・加熱後包装

品名	ロースハム（スライス）
原材料名	シカロース肉、糖類（乳糖、水飴）、大豆たん白、卵たん白、食塩、たん白加水分解物、酵母エキス、リン酸塩（Na）、増粘剤（カラギナン）、調味料（アミノ酸等）、カゼインNa、酸化防止剤（ビタミンC）、発色剤（亜硝酸Na）
内容量	123g
賞味期限	2010. 10. 10
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	株式会社☆☆フーズ 兵庫県丹波市柏原町柏原688

※食肉製品の区分について欄外に記載する必要があります。

- ・乾燥食肉製品：乾燥させた食肉製品（ジャーキー等）
- ・非加熱食肉製品：食肉を塩漬した後、燻煙又は乾燥させ、かつその中心部を63℃30分間加熱する方法による加熱殺菌を行っていない食肉製品（生ハム等）
- ・特定加熱食肉製品：食肉の中心部を63℃で30分間加熱する方法（同等の効力を有する別の方法）により加熱殺菌を行った食肉製品（ローストビーフ等）
- ・加熱食肉製品：乾燥食肉製品、非加熱食肉製品及び特定加熱食肉製品以外の食肉製品（ベーコン等）

※加熱食肉製品についてはさらに、包装後加熱か、加熱後包装かを記載します。

参考資料3. 一般消費者の方へ

1 生食は止めましょう

他の食肉と同様にシカ肉は新鮮なものであっても、HEV(E型肝炎ウイルス)、O157、カンピロバクター、サルモネラ等の食中毒菌が付着していることがあります。これらの食中毒菌は加熱殺菌が可能です。

食中毒予防の観点から、生食は避け、中心部が75℃・1分以上になるように加熱を行ってください。

2 調理器具の取扱

一般的な食肉と同様に、二次汚染予防のために、シカ肉に使用する包丁・まな板は専用のものを用意し、処理終了ごとに洗浄・殺菌を行い衛生的に保管してください。

3 シカ肉の保存

- (1) 冷蔵・冷凍庫の適切な温度管理を行ってください。
(冷蔵：10℃以下 冷凍：-15℃以下)
- (2) 冷蔵庫の広さや冷却能力に見合った量を保管するようにしてください。
(食品のつめすぎは庫内の温度上昇の原因となります)

4 家庭でできる食中毒予防6つのポイント

- (1) 食品の購入
表示・賞味期限・消費期限を確認し、新鮮な食品を購入しましょう。
- (2) 食品の保存
購入後、帰宅したらすぐに冷蔵庫に保管しましょう。
肉、魚の保存はビニール袋にいれ、他の食材に触れないようにしましょう。
保存の目安は 冷蔵庫であれば10℃以下、冷凍庫であれば-15℃以下です。
- (3) 調理の下準備
台所は清潔に保ちましょう。
肉、魚を処理した器具（包丁・まな板）はその都度洗浄しましょう。
- (4) 調理
食材の加熱は十分に行いましょう。
加熱の目安は、中心部が75℃・1分以上加熱されることです
電子レンジを使う場合は、均一に熱が加わるようによく混ぜましょう。
- (5) 食事
食事の前には手をよく洗いましょう。(p45参照)
清潔な器具を用いて清潔な容器に盛り付けましょう。
長時間室温に放置することは避けましょう。



(6) 残った食品

時間がたった食品は思い切って捨てましょう。

保存する場合は、清潔な容器に小分けして保存しましょう。

温め直す場合は、十分に加熱を行いましょう。

参考資料4 食品衛生法基準条例(平成11年12月20日条例第56号)より抜粋

[講ずべき措置の基準]

1 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 施設、設備及び機械器具類の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食品等」という。)の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具類の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定めるとともに、その方法を定めた手順書を作成するよう努めること。
- (3) 食品等の取扱量は、施設の規模及び能力に見合う量とすること。

2 施設の管理

- (1) 施設及びその周辺は、清掃し、常に清潔に保つこと。
- (2) 調理場、製造場、加工場、処理場等(以下「作業場」という。)には、不必要な物品を置いたり、動物を入れたりしないこと。
- (3) 作業場には、従事者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、従事者以外の者の立ち入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 作業場の採光、照明、換気又は通風を十分に行い、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (5) 排水がよく行われるよう排水溝、沈殿槽等の清掃及び補修を行うこと。
- (6) 年2回以上ねずみ、衛生害虫等の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保存すること。
- (7) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (8) 作業場の窓及び出入口等は、開放しないこと。
- (9) 便所は、常に清潔に保ち、定期的に清掃、殺虫及び消毒をすること。
- (10) 従事者の手洗設備を清潔に保ち、手指の消毒に適当な消毒液を備えて、常に使用できる状態にしておくこと。

3 機械器具類の管理保全

- (1) 機械器具類は、使用目的に応じて区分して使用すること。
- (2) 食品に直接接触する機械器具類は、常に清潔にし、使用後は、洗浄し、必要に応じて熱湯、蒸気、消毒剤、殺菌剤等で消毒又は殺菌すること。
- (3) 機械器具類の洗浄、消毒又は殺菌に使用する洗浄剤、消毒剤又は殺菌剤(以下「洗浄剤等」という。)の保管には十分注意し、洗浄剤等を使用する場合は、適正な洗浄

剤等を適正な濃度で使用し、使用後は、洗浄剤等が残存することのないようにすること。

- (4) 機械器具類は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
- (5) 機械器具類及び分解した機械器具類の部分品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。
- (6) 重量、容量、温度、圧力等の計量器は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- (7) 冷凍、冷蔵、冷却、熱蔵又は加熱の温度及び時間並びに放射線照射の線量及び時間は、常に適正に行うこと。
- (8) 施設、設備等の清掃用器材は、その目的に応じて区分して使用し、専用の場所に保管すること。

4 使用する水の管理

- (1) 施設で使用する水（食品の製造、加工及び調理並びに食品に直接接触する機械器具類の洗浄及び手指の洗浄に使用するものに限る。以下同じ。）は、飲用に適する水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に規定する飲用適の水に限る。以下同じ。）であること。ただし、法第11条第1項の規定により、別に施設で使用する水について基準が定められている場合は、この限りでない。
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、当該水質検査の成績書を1年間保存すること。
- (3) (2)の水質検査により飲用に適する水でないことが判明したとき、又は不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがあるときは、直ちに県民局長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (4) 水道水以外の水を使用する場合は、除菌又は殺菌装置及び浄水装置が常に正常に作動しているかどうか点検すること。
- (5) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

5 廃棄物の取扱い

- (1) 廃棄物の保管及び処理は、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。

6 食品等の取扱い

- (1) 食品等の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検すること。

- (2) 食品等の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列等に際しては、適正な温度、時間及び方法で衛生的に管理すること。
- (3) 原材料として使用する食品は、適正な温度及び方法で衛生的に保存し、使用に当たっては、品質、鮮度、表示等が適正なものを選択し、必要に応じて前処理を行うこと。
- (4) 冷蔵庫（冷蔵室を含む。）内は、清潔に保ち、食品又は添加物の相互汚染が生じないよう区分して保管すること。
- (5) 法第11条第1項の規定により成分規格の定められている食品又は添加物を製造し、又は加工する場合は、定期的に当該製品の規格試験を行い、その成績書を1年間保存し、その他の食品又は添加物を製造し、又は加工する場合においても必要に応じて当該製品の試験検査を行い、その成績書を1年間保存すること。
- (6) 添加物は、専用の場所で適正に保管し、仕入れ及び使用の状況を記録して1年間保存すること。
- (7) 法第11条第1項の規定により使用基準として食品中の含有量の定められている添加物（以下「基準の定められている添加物」という。）を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (8) 基準の定められている添加物を使用して食品を製造し、又は加工する場合は、製品中の当該添加物含有量の試験検査を定期的に行い、その成績書を1年間保存すること。
- (9) 法第18条第1項の規定により規格の定められている器具又は容器包装を製造する場合は、定期的に当該製品の規格試験を行い、その成績書を1年間保存し、その他の器具又は容器包装を製造する場合においても必要に応じて当該製品の試験検査を行い、その成績書を1年間保存すること。
- (10) 製品の表示を新たに付し、又は既に付された製品の表示を改めるときは、県民局長の指導を受けること。
- (11) 製品の出荷又は販売に際しては、法定の表示事項を点検すること。
- (12) 再使用する容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
- (13) 食品等の製造又は加工に係る製品及び原材料は、ロットごとに管理し、その管理の状況を記録するよう努めること。
- (14) 飲食に起因する健康被害の発生しやすい食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、製品から検体を採取し、一定期間保存するとともに、販売先等の記録を一定期間保存しておくこと。

7 従事者の衛生教育

営業者は、県民局長が指示する衛生講習会に従事者に受講させる等、食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を適切に実施すること。

8 従事者等に係る衛生管理

- (1) 県民局長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。
- (2) 常に従事者の健康に注意し、従事者が食品を介して感染するおそれのある疾病にかかったときは、食品を介して当該疾病がまん延することを防止するための適切な措置を講ずること。
- (3) 従事者は、作業中清潔な外衣を着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、必要に応じてマスク又は帽子を着用すること。
- (4) 従事者は、指輪等食品等への異物の混入の原因となり得るものを、作業場内に持ち込まないこと。
- (5) 従事者は、常につめを短く切り、作業前及び用便後は、手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- (6) 従事者は、作業場においては、所定の場所以外で更衣、喫煙、放たん、食事等をしていないこと。
- (7) 従事者以外の者が作業場内に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせる等、衛生管理に関する規程に従わせること。

9 管理運営要領

営業者は、施設の管理、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を見直すこと。

10 食品衛生責任者等

- (1) 営業者は、法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業の場合を除き、施設又はその部門ごとに、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）となり、又は従事者のうちから食品衛生責任者を定めておくこと。
- (2) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- (3) 営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう従事者の監督及び指導に努めること。
- (4) 食品衛生責任者は、食品等の製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、営業者に対して意見を述べよう努め、営業者は、その意見を尊重すること。
- (5) 食品衛生責任者は、県民局長が指示する衛生講習会を受講する等、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。

11 記録の作成及び保存

- (1) この表に別に定めるもののほか、食品衛生上の危害の発生に防止に必要な限度において、食品等に係る仕入れの状況、製造又は加工の状況、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- (2) (1)の記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。
- (3) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、県民局長から要請があった場合には、(1)の記録を提出すること。

12 食品等の回収、廃棄等

- (1) 販売する食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、問題となった食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び県民局長への報告等の手順を定めるよう努めること。
- (2) 販売する食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された食品等は、通常の食品等と明確に区別して保管し、県民局長の指示に従って、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 食品等の回収を行う際は、必要に応じて、消費者への注意喚起等のため、回収を行うこととした食品等に関する情報提供に努めること

13 情報の提供及び報告

- (1) 営業者は、販売する食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。
- (2) 営業者は、製造し、加工し、若しくは輸入した食品等による健康被害（医師が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると診断したものに限る。）又は法に違反している食品等について、県民局長に報告すること。

〔営業施設の共通基準〕

1 営業施設の場所、面積及び構造

- (1) 営業施設（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する営業の施設をいう。以下同じ。）は、清潔で衛生的な場所に位置すること。ただし、衛生上必要な措置を講じている営業施設については、この限りでない。
- (2) 営業施設は、取扱量に応じた十分な広さを有すること。
- (3) 営業施設は、それぞれの使用目的に応じて、専用できるように間仕切りその他適当な方法で他と区画されていること。
- (4) 営業施設の天井等は、清掃しやすく、ほこりが落下しない構造であること。
- (5) 営業施設の内壁は、必要に応じて床面から1メートル以上不浸透性材料（コンクリート、タイル等水が浸透しない材料をいう。以下同じ。）で腰張りし、かつ、清掃

しやすい構造であること。

- (6) 営業施設の床は、必要に応じて不浸透性材料を使用し、排水がよく、かつ、清掃しやすい構造であること。
- (7) 営業施設の作業面の明るさは、50ルクス以上であること。
- (8) 営業施設は、換気が十分にできる構造設備であること。
- (9) 営業施設には、ねずみ、昆虫等を防ぐ設備があること。
- (10) 営業施設には、使用に便利な位置に各種使用目的に応じた流水式洗浄設備並びに従業員専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備があること。

2 食品取扱設備

- (1) 営業施設には、その取扱量に応じた数の機械器具類があり、衛生的に使用できるものであること。
- (2) 固定された機械器具類又は移動の困難な機械器具類は、清掃及び洗浄しやすい位置にあること。
- (3) 取扱量に応じた食品等を衛生的に保管することができる設備があること。
- (4) 食品に直接接する機械器具類は、洗浄しやすく、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒できるものであること。
- (5) 必要に応じ、ほこり、昆虫等を防ぐ設備があり、保冷又は保温の装置のある衛生的な食品運搬具を備えていること。
- (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱、圧搾等の設備があり、見やすい箇所に温度計、圧力計等必要な計器類を備えていること。

3 給水及び汚物処理

- (1) 水道水その他飲用に適する水を豊富に供給する設備があり、水道水以外の水を使用する場合は、除菌又は殺菌装置及び必要に応じて浄水装置を備えていること。
- (2) 排水溝又は汚水だめは、不浸透性材料で作られていること。
- (3) 不浸透性材料で作られ、かつ、汚水及び悪臭の漏れない構造の汚物処理設備があること。
- (4) 便所は、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造のもので、流水式手洗設備及び手指の消毒設備があること。

4 適用除外

- 1から3までの基準は、第2の業種別基準として定める特例基準が適用される営業施設については適用しない。

[業種別基準]

1 飲食店営業

- (1) 営業施設は、必要に応じて調理場及び客室に区画されていること。
- (2) 営業施設には、温度計を備えた適当な大きさの冷蔵庫があること。
- (3) 調理場には、合成樹脂製又は合成ゴム製で洗浄しやすい構造のまな板を備えていること。
- (4) 折詰弁当類を調理する場合は、ほこり、昆虫等を防ぐ構造の調理加工品を放冷するための設備があること。
- (5) 自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングとして羊腸を用い、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる業者の手を経ることなく直接消費者に販売するものをいう。）を調理する場合は、次に掲げる構造設備であること。
 - ア 調理場は、次に掲げる構造設備であること。
 - (7) 肉ひき機、肉練り機、充てん機、くん煙機、湯煮槽、冷却槽その他必要な機械器具類があること。
 - (イ) 給湯設備を有する器具の洗浄設備があること。
 - (ロ) 使用に便利な位置に流水式手洗設備及び手指の消毒設備があること。
 - (ハ) 製品の中心部を測定できる温度計を備えていること。
 - (ニ) 肉の水素イオン濃度を測定するための装置があること。
 - (ホ) 細菌検査装置があること。
 - イ 冷蔵設備があり、原料肉用及び製品用に区画されていること。
 - ウ 計量室があり、添加物、調味料等の専用の保管設備及び添加物、調味料等の計量のための計器を備えていること。
- (6) 客室には、必要に応じて紙くすかご等を備えていること。
- (7) 客室の明るさは、10ルクス以上であること。
 - ふた付きの廃棄物容器を備えていること。

2 食肉処理業

- (1) 営業施設には、処理目的に応じて荷受室、生体置場、と殺放血室、処理室、包装室、冷蔵室及び外皮（羽毛を含む。）取扱室があり、区画されていること。
- (2) 解体された鳥獣の肉、内臓等が、と殺又は解体前の鳥獣により汚染されないように、搬入場所及び搬出場所を別にすること。
- (3) 処理室には、取扱量に応じた数及び能力のある金属製又は合成樹脂製の処理台があり、かつ、解体された鳥獣の肉、内臓等を直接床面に置かないための必要な設備があること。
- (4) 冷却槽には、水道水その他飲用に適する水を供給する設備があり、温度計を備えていること。

- (5) 外皮取扱室は、不浸透性材料で作られ、密閉できる設備があること。

3 食肉販売業

- (1) 営業施設には、冷蔵庫があるほか、必要に応じ、陳列場及び処理場があること。
- (2) 陳列場には、食肉を摂氏 10 度（冷凍食肉にあっては、摂氏零下 15 度）以下に保存でき、かつ、見やすい箇所に温度計を備えた陳列設備があること。
- (3) 処理場には、取扱量に応じた数及び能力のある金属製又は合成樹脂製の処理台があり、かつ、解体された鳥獣の肉、内臓等を直接床面に置かないための必要な設備があること。
- (4) 食肉製品の細切りに使用するまな板は、合成樹脂製又は合成ゴム製で洗浄しやすい構造のものであること。
- (5) 包装食肉のみを販売する食肉販売業についての特例
- ア 包装食肉の保管設備及び陳列設備の設置場所は、清潔で衛生的な屋内であること。
- イ 営業施設は、ほこりを防ぎ、清掃しやすい構造であること。
- ウ 営業施設は、50 ルクス以上の明るさになる構造であること。
- エ 使用に便利な位置に流水式手洗設備及び手指の消毒設備があること。
- オ 包装食肉の保管設備及び陳列設備は、取扱量に応じた専用のもので、摂氏 10 度（冷凍食肉にあっては、摂氏零下 15 度）以下に冷却できる構造であり、かつ、見やすい箇所に温度計を備えていること。

4 食肉製品製造業

- (1) 営業施設には、処理室、冷蔵室、製造室、くん煙加熱室、製品置場及び原料置場があり、区画されていること。
- (2) 処理室には、取扱量に応じた数及び能力のある金属製又は合成樹脂製の処理台があり、かつ、解体された鳥獣の肉、内臓等を直接床面に置かないための必要な設備があること。
- (3) 冷蔵室は、貯肉室及び漬込み室に区画し、それぞれに温度計を備えていること。
- (4) 不浸透性材料で作られた食肉容器を備えていること。
- (5) 冷凍原料肉を使用する場合は、解凍設備があること。
- (6) 製品置場には、製品を摂氏 10 度以下に保存できる設備があり、見やすい箇所に温度計を備えていること。
- (7) 製品の中心部を測定できる温度計を備えていること。

5 そうざい製造業

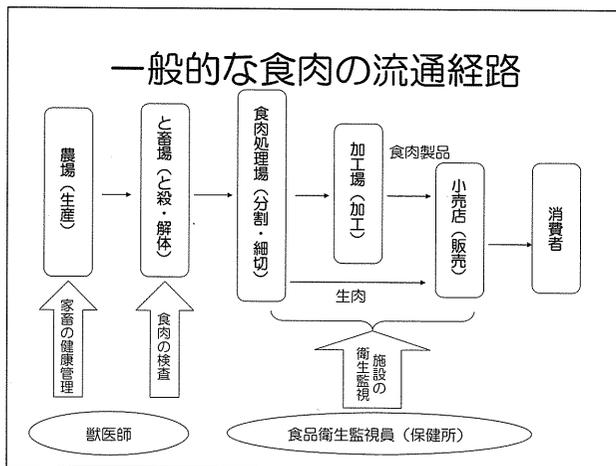
- (1) 営業施設には、原料置場、作業場及び製品置場があり、区画されていること。
- (2) 製造量に応じた数及び能力のある蒸煮釜（がま）、放冷設備その他必要な機械器具類があること。
- (3) 表面が金属等で覆われ、清掃しやすい構造の作業台を備えていること。
- (4) 合成樹脂製又は合成ゴム製で洗浄しやすい構造のまな板を備えていること。
- (5) 食品を保存するために十分な大きさの冷蔵設備があること。

参考資料5 野生獣肉による食中毒の予防

わが国では、家畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）については、と畜場法により、獣医師であると畜検査員による一頭ずつの検査を実施しています。この検査に合格した家畜だけが食肉として市場に流通しています。また、平成4年からは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（いわゆる食鳥検査法）に基づき、食鳥（鶏、あひる、七面鳥など）も獣医師である食鳥検査員による検査又は食鳥処理衛生管理者による確認が義務づけられています。

これらの家畜、家禽以外の動物（シカやイノシシ等の野生動物）は、と畜場法及び食鳥検査法の対象外であり、このような検査や確認を受けることなく食用となります。

家畜の生産農場では、臨床獣医師や家畜防疫員（家畜保健衛生所の獣医師）が、安全な食肉の生産のため、家畜の健康管理・指導を行っています。家畜伝染病に感染していると診断された家畜は、出荷禁止となり、食用とされることはありません。食用として出荷した家畜は、衛生的に管理されたと畜場に搬入され、獣医師による検査を経て、と殺・解体されます。解体後の枝肉を食肉処理場で、部分肉（コース、もも肉）などに分割細切し、販売店に搬送し、そこで更に細切して販売しています。これらの加工・販売においても食肉への病原微生物の汚染防止について食品衛生監視員による監視・指導が行われています。



生食では、過去に熊肉を食した人の寄生虫感染症（トリヒナ）、シカ肉によるO157感染症、イノシシ肉による肺吸虫症などが報告されています。

一般的な食肉による食中毒のほかに食肉を食べることで野生動物から人へと感染する可能性のある感染症を紹介します。

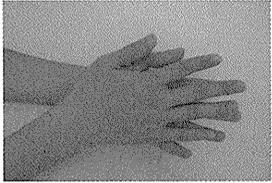
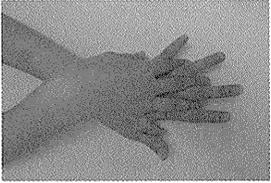
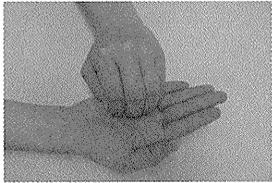
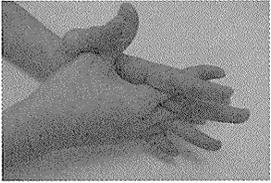
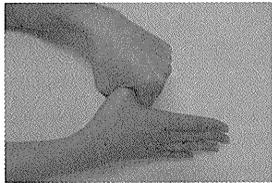
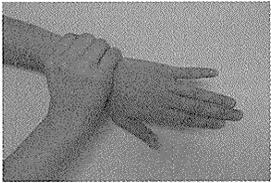
<食肉による食中毒・感染症など>

	特徴	原因となる食材
E 型肝炎ウイルス	症状：潜伏期間は6週間程度 悪心・食欲不振・腹痛など 妊婦では重症化し、劇症肝炎を発症する場合があります、致死率は20%に達する。	豚の生レバー シカ肉（平成15年兵庫） シシ肉（平成15年長崎 平成17年福岡 平成15年鳥取での事例では死者1名）
O157	症状：潜伏期間は2～7日 血便を伴う水溶性下痢・激しい腹痛 発熱・嘔吐・痙攣・風邪症状 溶血性尿毒症症候群（HUS）を発症する場合があります。 抵抗力の弱い乳幼児・高齢者では重篤化し、死亡する場合があります。	牛・シカ・羊などの反芻獣が保菌動物であり、生肉や加熱不十分な肉を食べて感染する。 シカ肉（H13年大分・福岡）
カンピロバクター	症状：潜伏期間は2～7日 発熱・頭痛・腹痛・下痢 風邪に似た症状	牛・豚・鶏など多くの動物の腸管に存在する。 生肉や加熱不十分な肉を食べて感染する。 また、二次汚染により汚染された食品からも感染する。
サルモネラ	症状：潜伏期間は6～48時間 38～40℃の発熱を伴う急性胃腸炎 吐き気・発熱・嘔吐・下痢・腹痛	多くの動物の腸管に存在する。 生肉や加熱不十分な肉を食べて感染する。 汚染された卵の生食でも感染する。
肝てつ（ヒトにも動物にも感染する人獣共通感染症です）	牛やシカなどの哺乳類の胆管に寄生する大型の吸虫です。 畜産業界では昔から問題となっている牛の寄生虫症です。 水中に泳ぎだした幼虫が、水辺の草（稲など）に付着します。そこで感染力をもったメタセルカリアとなり、その草を食べた牛やシカなどが感染します。感染した幼虫は腸管を貫通し、やがて肝臓へ到達しますが、胆管以外に寄生することもあります。 ヒトに感染することも明らかとなっており、水辺の山菜などを十分に洗わないまま生で食べたり、感染した動物の肝臓・肉などをそのまま食べることで感染します。感染初期では、発熱・右肢の激痛・肝機能の異常があり、慢性期では貧血・腹痛・下痢・黄疸などがみられます。	

【手洗いの方法】

食中毒の予防には、正しい手洗いが有効です。

以下の(1)から(6)を30秒ほどかけて丁寧に手を洗うことが重要です。

<p>(1) 石鹸を泡立て、手のひらをよくこする</p> 	<p>(2) 手の甲を伸ばすようにする</p> 
<p>(3) 指先・爪の間を念入りにこする</p> 	<p>(4) 指の間を洗う</p> 
<p>(5) 親指と手のひらをねじり洗いする</p> 	<p>(6) 手首も忘れずに洗う</p> 

(7) 流水で石鹸のあわをしっかりとすすぎ落とす。

(8) ペーパータオルでしっかりと水分をふき取る。

(手に残った汚れをペーパータオルでこすり落とす意味もあります)

【消毒薬の種類と効果】

石鹸による手洗いを行った後に、消毒薬を用いることでより除菌効果を得ることができます。

消毒薬にはいくつかの種類がありますが、それぞれに異なる効果をもっています。代表的な消毒薬の種類と、それぞれの効果を紹介します。

消毒薬		食中毒などの病原体		備考
成分	一般的な商品名	O157・カンピロバクター・サルモネラなどの細菌	ノロウイルス	
逆性石鹼 (塩化ベンザル コニウム等)	・アルボース ・ウェルパス ・オスバン など	○	×	
消毒用 エタノール		○	×	
次亜塩素酸 ナトリウム	・ハイター ・ブリーチ ・ミルトン など	○	○	刺激性がある ので手指の消 毒には注意が 必要です

○：有効 ×：効果がない

※E型肝炎ウイルスについては、エンベロープ(ウイルス粒子を覆う膜)をもたないことから消毒用エタノールではノロウイルス同様、消毒効果がないと考えられます。

参考資料6 兵庫県におけるニホンジカの保護管理

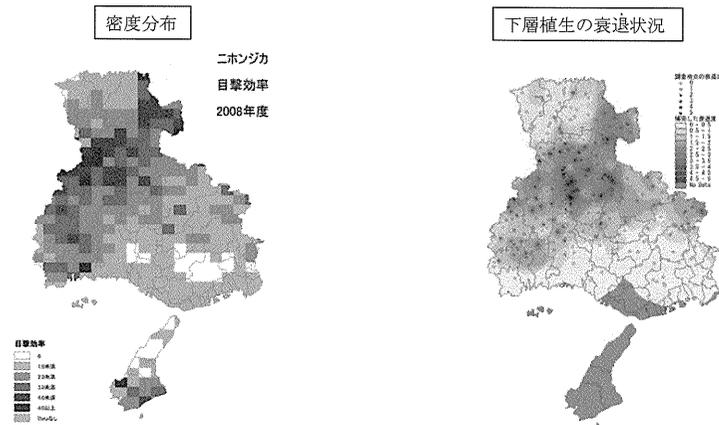
1. シカ保護管理計画

兵庫県では、ニホンジカの生息拡大、被害の深刻な状況をうけ、被害の軽減と地域個体群の健全な維持、また、持続可能な利用を進めることを目的として、平成12年度より、「シカ保護管理計画」を策定し、科学的で計画的な保護管理を進めています。この平成22年9月現在では、第3期シカ保護管理計画に基づき（平成19年～23年度）保護管理が推進されています。（<http://www.wmi-hyogo.jp/F1.php?M=B7-1&F=F1>）

この計画において、保護管理を進めるために必要な事項として、シカの資源としての有効活用が挙げられています。

2. 生息状況

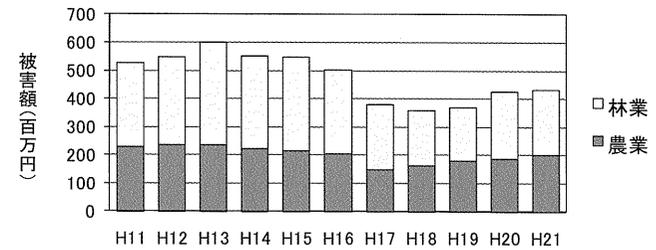
兵庫県におけるニホンジカは、南但馬地域を中心として県下の広範な地域に生息しています。近年では阪神間を除くほぼすべての地域に生息域が拡大しています。高密度化が続く南但馬地域を中心に森林の下層食性の衰退も深刻な状況にあります。



3. 農林業被害

鳥獣による被害額は8億9千万円のうち、シカによる被害が最多で4億2千万円にのっています。このうち農業被害が1億8千万円、林業被害が2億4千万円となっています。近年では被害額は漸減傾向にありますが、依然として深刻であり、営農意欲の減退や耕作放棄などの問題に発展している場合も指摘されています。

シカによる農林業被害額の推移



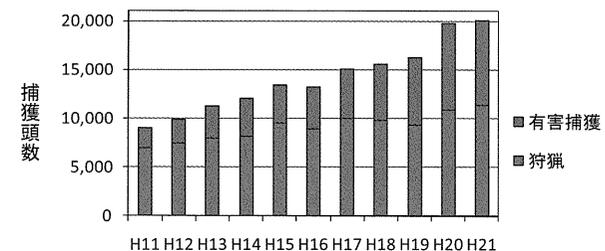
単位:千円)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
農業	228,837	237,783	237,439	221,894	215,081	205,946	149,613	161,262	180,340	187,075	202,055
林業	296,499	310,899	363,367	329,617	332,175	297,980	231,789	198,077	189,453	239,472	231,076
合計	525,336	548,682	600,806	551,511	547,256	503,926	381,402	359,339	369,793	426,547	433,131

4. 捕獲頭数

保護管理計画が策定された平成12年度には、1万頭ほどであった捕獲頭数は、平成20年度には約2万頭にまで達しています。特に農作物被害の深刻さを受けて、個体数調整事業等により有害捕獲頭数が増加しています。平成21年度は2万頭の捕獲頭数を達成したものの、生息数は減少していないことが明らかとなりました。そのため、今後数年間は年間3万頭の捕獲を目標として、個体数管理を進めていく方針としています。シカの生息状況については、毎年モニタリングを行い、適切な密度管理を行っていく計画です。

シカの捕獲頭数の推移



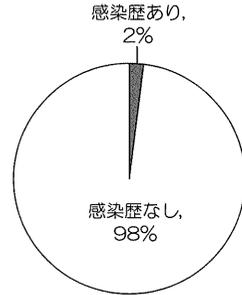
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
狩猟	7,010	7,435	8,004	8,186	9,475	8,941	10,040	9,836	9,326	10,937	11,395
有害捕獲	2,036	2,488	3,242	3,849	3,972	4,249	5,038	5,739	6,915	8,807	8,711
合計	9,046	9,923	11,246	12,035	13,447	13,190	15,078	15,575	16,241	19,744	20,106

参考資料7 注意を要する感染症に関する調査結果

県下各地域において捕獲された個体を解剖調査し、食肉利用にあたって注意を要する感染症や寄生虫について分析を行いました。

1 E型肝炎

H16年からH21年までに捕獲されたニホンシカ363頭、及びH19年～H21年までに捕獲されたイノシシ58頭について、E型肝炎ウイルスの抗体検査およびウイルス検査を行いました。その結果、ニホンシカでは2%、イノシシでは17%の感染歴が確認されました。シカやイノシシの感染率はブタと比べて低いことがわかりましたが、全く感染しないわけではありません。E型肝炎ウイルスは加熱をすることで死滅しますので、動物の肉を食肉利用する際には必ず加熱調理を行う必要があります。



2 慢性消耗病 (CWD) (シカ)

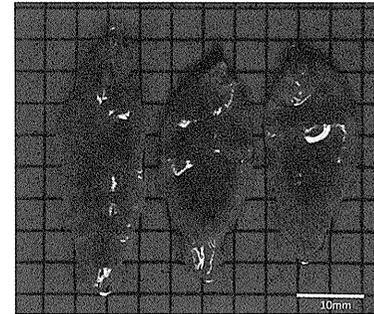
日本国内でのCWDの発生は確認されていませんが、海外の野生シカから感染事例が報告されたため、国内のシカに関する情報を収集する必要があります。そこで、兵庫県内のニホンシカのCWD検査について、独立行政法人動物衛生研究所に診断を依頼しました。その結果、H21年度に有害捕獲、狩猟、シカ解体処理所に搬入された164検体について診断したところ、すべて陰性であることがわかりました。

3 寄生虫

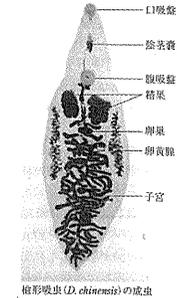
ニホンシカは野生の草食動物であるため、寄生虫の報告は極めて少数です。兵庫県におけるニホンシカの内部寄生虫については十分に調べられていないため、山口大学農学部獣医学研究科佐藤宏教授に診断を依頼しました。

H21年度に捕獲された132検体について、寄生虫の有無を調べたところ、消化管内及び主要臓器から15種類ほどの寄生虫が確認されました。多くは食肉以外の消化管内寄生虫で、いずれも食肉利用にあたっては問題がありません。肝臓については、肝てつと槍形吸虫が寄生している事例が認められました。そのため、肝臓を食用として利用する場合は、寄生虫の有無を確認し、寄生していないもののみを使用する必要があります。なお、肝てつと槍形吸虫は、肝臓内の胆管に寄生しているため、胆管に切り込みを入れ、水を張った洗面器などにつけておくと胆管内部の寄生の有無が分かります。

肝てつ (長さ 20~50mm)



槍形吸虫 (長さ 1.5~15mm)



槍形吸虫 (*D. chinensis*) の成虫

寄生部位	寄生虫名	学名	検出率
肝臓(胆管)	肝てつ	<i>Fasciola</i> sp.	23(17.2%)
	槍形吸虫	<i>Dicroelium chinensis</i>	17(12.7%)

参考資料8 シカ肉歩留まり事例

処理場搬入後のシカ肉歩留まり事例

★生体搬入重量 平均約30kg

内臓	10kg	}	心臓
			肝臓（寄生虫等による全廃棄有り）
骨、頭部、皮	10kg	}	消化管
			（胃、腸管、腎臓等）
正肉	10kg	}	骨
			頭部
			皮（10cm四方皮で約50枚）
			<内訳>
			背ロース（整形歩留まり70%）1kg



もも肉（うちもも、そともも） 4kg

切り落とし
（もも、背ロース整形による） 1kg

あばら肉 首肉 スジ 4kg

※（やけ肉、血斑、猟犬の噛み跡による廃棄 搬入個体の約30%）



成熟状況



シカ皮（なめし後）

行政機関 相談先一覧

●森林動物研究センター

名称	電話番号	住所
森林動物研究センター	0795-80-5500	669-3842 丹波市青垣町沢野 940

●農林（水産）振興事務所（林業課又は森林林業課）

名称	電話番号	住所
神戸農林水産振興事務所	078-361-8553	650-0004 神戸市中央区中山手通 6-1-1
阪神農林振興事務所	079-562-8914	669-1531 三田市天神 1-10-14
加古川農林水産振興事務所	079-421-9616	675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 9 7-1
加東農林振興事務所	0795-42-9423	673-1431 加東市社字西柿 1 0 7 5-2
姫路農林水産振興事務所	079-281-9289	670-0947 姫路市北条 1-98
光都農林水産振興事務所	0791-58-2197	678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25
豊岡農林水産振興事務所	0796-26-3690	668-0025 豊岡市幸町 7-1 1
朝来農林振興事務所	079-672-6882	669-5202 朝来市和田山町東谷 2 1 3-9 6
丹波農林振興事務所	0795-73-3795	669-3309 丹波市柏原町柏原 6 8 8
洲本農林水産振興事務所	0799-26-2102	656-0021 洲本市塩屋 2-4-5

●食肉衛生検査センター（食肉衛生検査所）

名称	電話番号	住所
食肉衛生検査センター	079-452-0945	675-0332 加古川市志方町横大路 3 6-1
西播磨食肉衛生検査所	0791-75-4060	679-4322 たつの市新宮町仙正 3 6-1
但馬食肉衛生検査所	079-665-0848	667-0112 養父市養父市場入谷口 1 2 8 2-8
淡路食肉衛生検査所	0799-46-0190	656-0152 南あわじ市倭文長田 4 9-1 8

●健康福祉事務所（保健所）（食品薬務衛生課）

名称	電話番号	住所
芦屋健康福祉事務所	0797-32-0707	659-0065 芦屋市公光町 1-2 3
宝塚健康福祉事務所	0797-72-0054	665-0034 宝塚市小林 3-5-2 2
伊丹健康福祉事務所	072-785-9454	664-0898 伊丹市千僧 1-5 1
加古川健康福祉事務所	079-422-0004	675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 9 7-1
明石健康福祉事務所	078-917-1130	673-0892 明石市本町 2-3-3 0
加東健康福祉事務所	0795-42-9368	673-1431 加東市社字西柿 1 0 7 5-2
中播磨健康福祉事務所	0790-22-1234	679-2204 神崎郡福崎町西田原 2 3 5
龍野健康福祉事務所	0791-63-5143	679-4167 たつの市龍野町富永 1 3 1 1-3
赤穂健康福祉事務所	0791-43-2937	678-0239 赤穂市加里屋 9 8-2
豊岡健康福祉事務所	0796-26-3663	668-0025 豊岡市幸町 7-1 1
朝来健康福祉事務所	079-672-6871	669-5202 朝来市和田山町東谷 2 1 3-9 6
丹波健康福祉事務所	0795-73-3768	669-3309 丹波市柏原町柏原 6 8 8
洲本健康福祉事務所	0799-26-2066	656-0021 洲本市塩屋 2-4-5

ひょうごシカ肉活用ガイドライン検討委員

所 属 等	職 名	氏 名	備考
岐阜大学	応用生物科学部 教授	鈴木 正嗣	委員長
(社)エゾジカ協会	(社)エゾジカ協会事務局長	井田 宏之	
大阪府立大学名誉教授	兵庫県HACCP認定制度評価検討委員長	植村 興	
コープ柏原	生活協同組合コープこうべ コープ委員	西本 富子	
(株)丹波姫もみじ	代表取締役	柳川瀬 正夫	
兵庫県立大学	環境人間学部 教授	吉村 美紀	

(五十音 順)

ひょうごシカ肉活用ガイドラインワーキンググループ

所 属	職 名	氏 名	備考
健康福祉部 生活衛生課乳肉衛生係	主 査	夫津木 幸寛	
農政環境部 自然環境課野生鳥獣係	主 査	井上 悦雄	
食肉衛生検査センター 但馬食肉衛生検査所	課 長	吉岡 城拓	
	主 任	大角 元子	
丹波県民局 丹波健康福祉事務所	食品安全専門官	塚本 洋	
	担当課長補佐	中島 耕三	
	主 任	寺岡 祥子	
農政環境部 森林動物研究センター	業務部長	松本 聡	
	主任研究員	横山 真弓	
	主任森林動物専門員	中谷 康彦	
	森林動物専門員	田口 彰	
	森林動物専門員	三木 隆広	

わかやまジビエ衛生管理ガイドライン

平成21年3月

和歌山県

はじめに

近年、和歌山県ではニホンジカやイノシシによる農林業の被害が甚大なものとなっています。農山村地域における狩猟者人口の減少と高齢化が主因と考えられ、地域における耕作放棄地の増加がこの傾向に追い討ちをかけるものとなっています。また、自然植生への被害により、森林の崩壊を加速させる一因ともなっています。

このような背景から、和歌山県では県内一円でニホンジカおよびイノシシの個体数調整に取り組んでいますが、捕獲された動物については狩猟者により一部が自家消費されるほかは大半が廃棄され、有効資源として商用活用されることが少ない状況です。和歌山県には昔からニホンジカおよびイノシシを食用とする文化がありますが、これらの文化も時代の流れに埋没しつつあります。

和歌山県では、獣害対策に取り組むかたわら、ニホンジカおよびイノシシを地域資源として見直し、ジビエ(狩猟鳥獣肉)として有効活用することで地域振興を図るとともに、併せて個体数調整の一助とすることとしました。

ジビエの活用にあたっては、現在の食品に対する社会的背景を踏まえ、動物の捕獲から解体、出荷、消費に至るまでの一貫した衛生管理対策が必要です。特に、これらの動物はと畜場法によると畜検査の対象となっていないため、可能な限りジビエによるリスクを軽減し、安全に供給するシステムを構築する必要があります。

ジビエに関わる事業者が安全という土台のもとにジビエの有効活用が可能となるよう、指針として本ガイドラインを策定しました。

このガイドラインにより、県内でニホンジカおよびイノシシを捕獲し、処理し、食肉として出荷される方々がより安全なジビエを提供でき、地域振興の一助となることを願ってやみません。

なお、このガイドラインは和歌山県の現況および現在の一般的な食品衛生の知見等に基づき作製したものです。今後の状況変化や新たな知見が得られた場合にあっては、適宜見直し、内容を充実させていくものとします。

平成21年3月

和歌山県環境生活部長 井口 悦治
和歌山県農林水産部長 下林 茂文

第1部 衛生管理ガイドライン(シカ編)

第1 目的

ニホンジカ(*Cervus nippon*, 以下「シカ」という。)はと畜場法の対象外獣畜とされ、その肉は公的な検査を受けることなく取引されており、肉および内臓の生食によるE型肝炎等の食中毒事例も報告されている。また、海外ではシカのCWD*が報告されており、罹患したシカの肉は通常の加熱では感染を回避することができない。そのため、本ガイドラインは衛生的かつ安全なシカ肉の確保を目的とし、食用を目的としてシカを捕獲する者およびシカ肉を処理・販売する者に適用する。

*CWD: 慢性消耗性疾患(Chronic wasting disease)と呼ばれるプリオン(伝染性の異常なタンパク質)を原因とする鹿類の疾病。牛海綿状脳症(BSE、いわゆる狂牛病)などが含まれる伝達性海綿状脳症(TSE)の一種。北米のミュール、エルクなどの鹿類で発生。

第2 定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおりとする。

- 1) ジビエ
「狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉」という一般的な語義に加え、狩猟以外の個体数調整のために捕獲した鳥獣および捕獲後飼養(飼育)を行った野生鳥獣の肉も含める。
- 2) 狩猟者
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、以下「鳥獣保護法」という。)第39条による狩猟免許を受けた者であって、野生シカを食肉用として販売することを目的としている者。
- 3) 飼養者
シカを食肉用として飼養(飼育)する者(捕獲した野生シカをと殺までの間飼養する者を含む)。